

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版 誤字・脱字による修正箇所

項目番号等							誤	正	
章	節	項	(1)	(ア)	(a)	① ㉞			表
目次 4章								8節 外壁用塗膜防水材による改修	
1	1	4	(1)					工期 <b>又は</b> 技術者の変更	工期、技術者 <b>等</b> の変更
2	1	3	(1)	(イ)				取付ける。	取り付ける。
3	1	3	(1)					下地等 <b>が</b>	下地等 <b>で</b>
3	1	3	(5)	(ウ)				養生 <b>を</b>	養生 <b>が</b>
3	3	3	(2)	(イ)			表3.3.8 (注)3	アスファルトルーフィング類の仕様	アスファルトルーフィング類の <b>製造所</b> の仕様
3	3	4	(4)	(イ)	(c)			(非露出複層防水用)	(非露出複層防水用 <b>R種</b> )
3	3	5	(5)	(イ)	(a)			10mm	10mm <b>程度</b>
3	3	5	(6)	(ア)				屋根防水保護層 <b>には</b> 、	屋根防水保護層は、
3	4	4	(5)	(ア)	(a)	②	①	(非露出複層防水用)	(非露出複層防水用 <b>R種</b> )
3	4	4	(7)					溶着させる場合の <b>施工法</b> は、	溶着させる場合は、
3	5	4	(5)	(ア)	(c)			張り付ける。 <b>。</b>	張り付ける。
3	6	3	(2)	(ア)			表3.6.2	4.5(注) <b>1</b>	4.5(注) <b>2</b>
4	2	2	(2)	(ア)				<b>種別</b> は	<b>種類</b> は
4	2	2	(10)	(イ)	(a)			外壁用塗膜 <b>用</b> 防水材は、	外壁用塗膜防水材は、
4	3	6	(2)	(ウ)				<b>防水材</b> の製造所	<b>シール材</b> の製造所
4	3	7	(4)					硬化状態を、目視	硬化状態を目視
4	4	2	(2)					撤去する場合	撤去する場合は、 <b>次による</b> 。
4	4	3	(1)					縁を切って損傷が	縁を切って、損傷が
4	4	9	(4)	(イ)	(c)			モルタルの付着	モルタルの <b>接着</b>
4	4	11	(1)				図4.4.2 ①	<b>24.75</b>	<b>1,000</b>
4	4	11	(7)					24時間程度振動	24時間程度 <b>は</b> 振動
4	8	5	(1)					外壁用塗膜防水材製造所	外壁用塗膜防水材の製造所
4	8	5	(3)					幅0.2以上2.0mm未満	幅 <b>0.2mm</b> 以上2.0mm未満
5	2	5	(1)	(オ)				取り付く <b>箇所</b>	取り付く <b>箇所</b>
5	4	5					表5.4.3	<b>すべて</b> 溶接する。	<b>全て</b> 溶接する。
5	5	3	(10)					表6.15.2[調合(容積比)及び塗厚の標準 <b>値等</b> ]による。	表6.15.2[調合(容積比)及び塗厚の標準]による。
5	6	3	(6)						
5	7	2	(3)					製造所の仕様による。 <b>。</b>	製造所の仕様による。
5	8	4	(3)				表5.8.5 (注)5	併用 <b>する</b> 。	併用 <b>されて</b> 、

項目番号等								誤	正	
章	節	項	(1)	(ア)	(a)	①	㊦			表
6	4	2	(2)	(ウ)					野縁受け	野縁受
6	6	2	(2)					表6.6.1	野縁等の種類(単位:mm)	野縁等の種類
6	6	3	(2)					表6.6.2	一辺の長さが450程度以下	一辺の長さが450mm程度以下
6	6	4	(11)						屋外軒	屋外の軒
6	7	3	(1)					表6.7.1	高さによる区分(mm)	高さによる区分
6	9	3	(2)	(ア)					施行中	施工中
6	15	3	(1)	(ア)	(c)	③			燃材料の指定	不燃材料の指定
6	15	6	(1)	(ア)	(e)				モルタルの付着	モルタルの接着
			(1)	(イ)	(c)					
7	2	6	(1)					表7.2.5 (注)1	工程4の建築用下地調整塗材が	工程5の建築用下地調整塗材が
7	5	2						表7.5.1 (注)1	素地ごしらえの種別	下地調整の種別
7	8	3	(2)						鋼製建具等亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面
8	2	3							建築規準法	建築基準法
8	2	5	(1)	(ア)				表8.2.3	エコセメント	エコセメント(注)
8	2	5	(1)	(ア)				表8.2.3 (注)1	1.エコセメントの種類は、	エコセメントの種類は、
8	20	4	(2)					表8.20.1	3.2以 1.6以	3.2以上 1.6以上
9	1	2	(6)	(エ)					(基安発第 0802001 号 平成17年8月 2日)	(平成17年8月2日 基安発第 0802001 号)
9	5	3	(2)						1面付き	1面に付き
9	6	2	(1)	(オ)					植込み用土はシステムの、製造所	植込み用土は、システムの製造所

項目番号等							誤	正
章	節	項	(1)	(7)	(a)	① ㊦		

【資料 規格・告示等適用一覧表】

1. 日本工業規格(JIS)	A 1191:2014	A 1191:2004
	G 3302:2017	G 3302:2019
	G 3318:2013	G 3318:2019
	K 5516:2014	K 5516:2019
	K 5674:2008	K 5674:2019
	Q 1011:2014	Q 1011:2019
	R 5210:2009	R 5210:2019
	R 5211:2009	R 5211:2019
	R 5212:2009	R 5212:2019
	R 5213:2009	R 5213:2019
R 5214:2016	R 5214:2019	